



令和3年2月

長野県地方税滞納整理機構議会定例会議案

令和3年2月長野県地方税滞納整理機構議会定例会議案目次

第 1 号	令和3年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案	1
第 2 号	令和2年度長野県地方税滞納整理機構一般会計補正予算案	3
第 3 号	長野県地方税滞納整理機構第三次広域計画の策定について	4
報第1号	訴えの提起の専決処分報告	9

第 1 号

令和 3 年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案

令和 3 年度長野県地方税滞納整理機構の一般会計予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ195,604 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		191,533
	1 負担金	191,533
2 財産収入		5
	1 財産運用収入	5
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		4,056
	1 預金利子	20
	2 雑入	4,036
歳 入 合 計		195,604

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		310
	1 議会費	310
2 総務費		194,794
	1 総務管理費	60
	2 徴税費	193,931
	3 選挙費	100
	4 監査委員費	322
	5 行政不服審査会費	381
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		195,604

第 2 号

令和 2 年度長野県地方税滞納整理機構一般会計補正予算案

令和 2 年度長野県地方税滞納整理機構の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額はそれぞれ当初予算と同額の194,137千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		190,066	△ 6,144	183,922
	1 負担金	190,066	△ 6,144	183,922
3 繰越金		10	3,275	3,285
	1 繰越金	10	3,275	3,285
4 諸収入		4,056	2,869	6,925
	2 雑入	4,036	2,869	6,905
歳 入 合 計		194,137	0	194,137

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		192,827	0	192,827
	1 総務管理費	60	1,640	1,700
	2 徴税費	191,964	△ 1,540	190,424
	4 監査委員費	322	△ 100	222
歳 出 合 計		194,137	0	194,137

第 3 号

長野県地方税滞納整理機構第三次広域計画の策定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第1項の規定により、長野県地方税滞納整理機構広域計画を次のとおり作成する。

長野県地方税滞納整理機構第三次広域計画

第1 はじめに

平成18年度の税制改正において、所得税の一部を個人住民税所得割に移譲する、国から地方への税源移譲が実現し、平成19年度から本格的に実施されました。これにより、各地方自治体では自主財源である地方税の重要性が増す一方、収入未済金は拡大し、平成21年度には市町村税・県税の収入未済額が過去最高となりました。

こうしたなか、地方税の収入未済額を効率的に縮減するためには、地方公共団体が連携して滞納整理に取り組んでいくことが極めて有効であると考えられることから、長野県及び長野県内全市町村は、地方税の徴収困難案件の滞納処分等を専門的に行う広域連合を、その全てを構成団体として設立することについて合意に至り、平成22年（2010年）12月27日に広域連合長野県地方税滞納整理機構（以下「広域連合」といいます。）は総務大臣の設立許可を受けました。広域連合は、第一次広域計画等の諸規定を定め、翌年（平成23年（2011年））4月から、滞納整理事務のほか、徴収事務についての研修及び相談事務に係る業務を開始しました。

1 広域計画の策定趣旨

長野県地方税滞納整理機構広域計画（以下「広域計画」といいます。）は、広域連合並びに広域連合を組織する長野県及び長野県内の全ての市町村（以下「構成団体」といいます。）が、相互に密接な連携を図り、必要な連絡調整を行いながら、地方税及び国民健康保険料の滞納整理事務を、総合的、計画的かつ効率的に処理するための指針として、地方自治法第291条の7第1項の規定により策定するものです。

平成28年4月からの第二次広域計画の期間が令和2年度末で満了するため、この計画を踏襲し、新たな広域計画（以下「第三次広域計画」といいます。）を策定することとしました。

2 広域計画の期間及び改定

第三次広域計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行います。

第2 基本方針

広域連合と構成団体は、相互に緊密な連絡調整を図りながら、徴収事務の効率化と徴収職員の資質の向上を図り、徴収体制を強化することによって、地方税の確実な徴収と厳正・公平な税務執行を実現し、税収の確保及び税務行政に対する納税者の信頼の一層の確保を目指します。

1 広域連合の基本方針

広域連合は、構成団体から引き受けた地方税等の滞納事案を適正かつ厳格に処理し、早期の税込確保に努めます。

また、構成団体の徴収体制の強化に資するため、構成団体の徴収職員の資質向上に必要な研修を実施するとともに、構成団体からの滞納整理に関する相談に応じます。

2 構成団体の基本方針

構成団体は、自ら徴収対策を推進するとともに、広域連合と連携しつつ、徴収困難な滞納事案の広域連合への移管により徴収事務の効率化と研修への参画等により徴収職員の資質向上を図ります。

第3 広域連合及び構成団体が行う事務

1 広域連合が行う事務

(1) 広域連合が構成団体から引き受けた地方税の滞納事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務

ア 取扱税目

市町村税（国民健康保険税（料）を含みます。以下同じ。）及び県税の全税目を対象とします。

イ 市町村税及び県税の滞納整理

（迅速かつ徹底した財産調査）

構成団体から引き受けた滞納事案について、各分野の専門家（顧問等）を積極的に活用しながら、滞納処分のために必要な財産調査（搜索を含みます。）を迅速かつ徹底的に行います。

(厳格な滞納処分と徴収金の確保)

財産調査により財産が発見された際には、直ちに差押えを実施するなど租税債権の確保を図り、その換価代金等を徴収金に充てます。なお、差押財産の公売にあたっては、買受層拡大による高い売却率が期待できることから、インターネット公売も活用します。

ウ 滞納処分の執行停止、不納欠損処分に係る適否判定

広域連合は、構成団体が滞納処分の執行停止等の適否を判断するに当たって、広域連合による調査結果を参考にしようとする事案については、徹底した財産調査を行った上で、広域連合の意見を添え、その調査結果を構成団体に通知します。

(2) 徴収業務に関する研修事務

(構成団体向けの研修)

徴収事務初任者、一定の経験者、管理職員向け等、構成団体での職務経験、職務階層別の研修を、構成団体と連携して実施します。また、広域連合において実務研修を希望する場合には、構成団体から研修職員の受入を行います。

(広域連合職員の研修)

広域連合職員の外部研修への参加やOJT、顧問等を活用した内部研修等を実施し、徴収業務の技術向上を図ります。

(3) 構成団体からの相談に係る事務

広域連合は、構成団体の徴収業務執行に際し、構成団体の求めに応じて必要な相談等の支援を行います。

2 構成団体が行う事務

(1) 徴収対策の推進

構成団体は、広域連合と連携しつつ、滞納整理を積極的に進めるほか、納税環境の整備、徴収体制の整備など、徴収対策の推進に努めます。

(2) 広域連合が処理する滞納事案の選定及び移管

構成団体は、広域連合が処理する滞納事案を選定し、当該事案を広域連合に移管します。

なお、滞納事案の移管に先立ち、事案移管後の滞納整理は広域連合が行う旨の告知を、当該滞納者に対して行います。

(3) 広域連合が行う研修等への参画等

構成団体は、広域連合が実施する研修等に自主的かつ選択的に参画するとともに、広域連合が行う滞納整理に関する相談を活用します。

第4 広域計画の推進

広域連合は、構成団体の税務担当課長等を構成員とする「長野県地方税滞納整理機構運営協議会」を設置し、構成団体の徴収状況などにも留意し、十分な連絡調整を図りながら構成団体と連携を深め、広域計画の円滑な推進に努めます。

報 第 1 号

訴えの提起の専決処分報告

次の事件について急施を要したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条の規定により、次のとおり令和2年12月23日専決処分したから報告します。

1 事件名

支払督促事件

2 相手方

整理番号	名称及び代表者名	住 所 (所 在 地)
1	*****	*****
2	****	*****
3	*****	*****
4	*****	*****

3 事件の概要

上記2に記載の者は、いずれも第三債務者として、滞納者に対して行った債権差押に係る債権の履行がないため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条の規定により、当該第三債務者に対し支払督促の申立てを行うものである。

4 訴訟との関係

支払督促に対し適法な督促異議の申立てがあった場合、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立て時に訴えの提起があったものとみなされる。訴訟手続に移行後、完納する旨の申入れがあり、その履行が見込まれる場合にあっては、和解できるものとする。